

(仮称)葛飾区人権基本条例制定のための懇談会 第1回 議事概要

- 1 日時：令和6年10月21日(月)午前10時から12時
 - 2 場所：葛飾区総合庁舎新館7階 705会議室
 - 3 出席者(委員)：木村会長、炭谷副会長、青木委員、岩田委員、小林委員
(区)：青木区長、長谷川総務部長、柳池人権推進課長 ほか事務局職員
 - 4 欠席者：鈴木委員
 - 5 傍聴人：2名
-

概要は以下のとおり

(1)開会

事務局(総務部長)が開会を宣言した。

(2)区長あいさつ

区長が開会のあいさつをした。

(3)委嘱状交付式

区長より、各委員に委嘱状を交付した。代表して区長から木村俊介会長に委嘱状を交付した。その後、区の広報パネルを背景にして、記念撮影を実施した。

ここで区長は、他の公務により途中退席。

(4)出席者あいさつ

(5)議事録及び所掌事項について

机上配布資料の確認後、総務部長より、(仮称)葛飾区人権基本条例制定のための懇談会設置要綱に基づき、「議事録の公開に伴い会議を録音すること」及び「所掌事項」について説明した。

(6)会長・副会長の選任について

会長：木村俊介委員(委員の互選)

副会長：炭谷茂委員(会長からの指名)

以後、木村会長より司会・進行

(7)懇談会の運営について

これより事務局説明者は、柳池人権推進課長

事務局より、(仮称)葛飾区人権基本条例制定のための懇談会運営要領(案)を説明。

設置要綱第10条の規定に基づき、会長が運営要領を決定。傍聴人の取扱い等を運営要領により決定したうえで、本日傍聴希望者2名の入室を許可。

(傍聴人入室)

(8)議事(概要)

資料1 葛飾区の概要について

資料2 (仮称)葛飾区人権基本条例の制定について

(経緯・今後のスケジュールほか)

資料3 (仮称)葛飾区人権基本条例に係る補足資料(制定時の周知イメージ)

資料4 人権課題別の「指針」「区の現状・取組み」「条文案」について

資料5 (仮称)葛飾区人権基本条例の条文(案)について

先ず、事務局から から を説明。

主な意見・質問 公平性の観点から、発言している委員の氏名は明記しない。

○委員：実はこの条例については検討会が既に行われて、その結果を今回の条例案に集約されたのかなと勝手に想像していた。既に、非常に立派な条例案が既にできているので、有識者の方々に検討された結果かなと思っていた。

○委員：これから関係団体のヒアリングが行われるので、関係団体から相当ご意見が出るのだろうということは十分想像できる。条例の定義の定め方については、団体から叱りを受けるのではないかという表現もあるかもしれない。このあたりは十分(関係者団体から)ご意見を聞いて、これから精度を上げてほしい。

○委員：第2回懇談会が4月ということで、その1年後には施行という話ですけれども、懇談会は、あと1回やるというスケジュールなのか。

- 事務局：はい。
- 委員：指針の概要版のところで、全体で１２の基本的な項目を挙げている。その中で一番下のインターネットの問題、それから災害に伴う問題というのが、特定の分野というよりは横断的な内容ではないかと思う。インターネットをめぐる人権侵害の問題が起きていないか、あるいは災害の際に人権の面から配慮してもらいたいというような、そういうお考えを(関係者団体が)お持ちかどうかというのを関係者ヒアリングの際に聞いてほしい。
- 事務局： 実は前回の指針では、人権課題としては当然１２の課題に入っていたところだった。インターネットと災害につきましては、模索したようですが、団体のヒアリングは行ってはいない分野だった。災害についても、団体に配慮すべき事項、また本年１月１日の災害(能登半島地震)によって、区民の災害に対する防災意識が高まっている状況である。
区民側から見て配慮すべき事項というのが、女性の視点でもあると思うし、要配慮者の視点もあると思う。こうした点から、両者の団体に対しても関係者ヒアリングを実施していく予定である。

次に、事務局から から を説明。

主な意見・質問

- 委員：
 - ・ご説明ありがとうございました。分かりやすい説明で、よく分かりました。
 - ・「葛飾区が目指す人権の方向というものは、一言で言って何なのか」ということを、この条例案を通じて読み取ろうとしたが、キーワードが何か分からない。
 - ・例えば、「目指す社会として、多様性、可能性の開花する地域社会」とか、いろいろな社会が出てくる。住民の方々が、こういうことを葛飾区は目指していることなのかということが、もっと分かりやすく伝えられるようなことを工夫されたほうがいい。特に葛飾区の実情を踏まえたような条例にする必要がある。
 - ・但し、多様性を非常に強調されていることについては、私は高く評価する。
 - ・これから重要なことは、誰一人取り残さないとか、誰一人排除しないとか、そういう人たちが積極的に地域社会の中で暮らせるようにするという方向性として、多様性を認めるのはもちろん重要である。

- ・多様性を認めたいうえで、経団連が言うようにインクルージョンする。社会の一員として暮らせるようにするという方向が、これからの葛飾区でもそうだと感じている。
- ・第4条の関係で言うと、区の責任として「人権と多様性を尊重する」と書いていて、第5条の区民のところでは「人権を尊重」だけになるので、区と区民の責務の内容が違うのか、バランスを整えるべきである。

○委員：

- ・人権基本推進指針のときにも委員として参加した。
- ・人権基本条例が今度できるということは、この指針の改定版のほうは一切関係なくなるのか。
- ・区民の方が人権基本推進指針（概略版ではなく冊子本体）をもらっても、ほとんど見てくれないと思う。でも（概要版）なら見てくれると思う。
- ・指針作成時と異なり、現場で人権の相談を受けたりしていても、（相談者からの）相談内容がすごく変わってきている。

○事務局：

- ・人権施策推進指針は、令和2年3月に改定している。
- ・指針より条例のほうが上位になってくる。指針と条例の違いは、区、区民及び事業者が責務を持たせたということが条文化したところに大きな違いがある。
- ・各分野にわたる本当に幅広い取組が人権に関しては展開しておりますので、こちらはもちろん区が責任を持ってやっていく。一方で、区民及び事業者には、この指針は、あくまでも区の方向性を理解していただきながら、区の事業者の責務ということころまで規定をしていくということが大きな違いである。
- ・指針の内容を区民に示すという機会は不足しているかもしれない。
- ・ホームページには掲載していますが、区の人権講座に行かないと、区が人権施策をこれだけやっているのだということが伝わっていない区民の方も多数いると考える。区の施策、方向性はしっかりと情報提供しながら、一方で、この指針を基に条文化したものであり、条文のほうが上位になるため、区民の方はしっかり理解し、努めていただくということになってくる。

○委員：

- ・禁止事項の第7条についてだが、人権基本条例ということで条例を制定するに当たっては、禁止事項が何であるかということを法律的に明確にしたうえで、さらにこの禁止事項について、その実現に対してどう担保するのかということまで検討することへの期待は持っている。
- ・第7条の書き方は、第1号から第4号で例示して、第5号で包括的にというふうに書こうとしているかのように読み取れる。
- ・第1号のみ非常に具体的なことが書いてある。
- ・第2号から第4号については決して具体的例示にはなっていない。そのため、書き方のバランスが悪い。
- ・第5号で「差別を助長する一切の行為」とありますけれども、助長するだけではなくて、差別はしていけないので、「差別及び差別を助長する」と記載した方が良いと思いました。
- ・第10条の犯罪被害者等に対する支援というところだけ非常に具体的になっている。ここで具体的に書くのであれば、ほかのものについても、もっと具体的に書く必要があるというふうな印象を持った。
- ・第12条と第13条で想定している名宛て人が不明なので明確にするべき。
- ・第2条の定義のところでは、具体的に書いてありますけれども、これで指針の概要版で掲げている12の人権課題の問題を網羅できるのかという疑問がある。
- ・子どもを18歳未満とするというのであれば、「高齢者は何？」というのもあるが、高齢者を定義する必要はないのかもしれない。

○委員：

- ・第2条の差別の定義で、職業に対する差別、宗教に対する差別が明記されていない。
- ・「ああいう職業に就いているから駄目ですよ」という差別的な目線で、今でも平気で話す方がいるので、これは差別に当たるし、明記すべきだと思う。

○委員：

- ・第7条の禁止事項についてだが、抽象的な責務規定とか、俗に言う訓示規定というよりは一步踏み込んで、こういうことについては禁止するというのは、確かに一步踏

み込んだ条文をつくろうということで、そのこと自体は評価するところ。

- ・一方で、人権基本条例での禁止事項ということであれば、それに抵触すれば違法ということになるので、条文をよく詰めておかないといけない。

- ・雑則のところでは行政刑罰を設けるということを仮に行えば、それは行政刑罰の対象になり得るわけである。

- ・禁止事項違反に対して、制裁措置までは規定していないというのは、一つの判断だと思うが、条文については十分詰めたほうがいいのではないかと思う。

- ・「こういう禁止事項に抵触するようなことをやってしまう」、あるいは「やることになりかねないような事業者からの事前の相談」とか、「人権侵害を自分は受けているんじゃないかと感じた人からの相談や通報。」このような内容に対して、禁止事項に触れてもこの条例に抵触しないのだろうかということを、事業者から事前に区のほうに相談に来るということもあり得ると思う。

- ・第14条、第15条に明記されている相談の体制というのを相当しっかりしないと、「個別の相談ということに十分対応できないのではないか」ということが率直なところではある。

○委員：

- ・例えば一般の住民から、「第7条の禁止事項にこう明記されているが、（違反すると）区は何をしてくれるのか」という相談や意見は、必ず出てくると思う。

- ・禁止事項を記載する以上、これに対する対策はどのようにおくか、用意をしておかないと困る。条例はそれだけ重いものです。ある意味では住民に対して一定の義務と、また、ある意味では、ある人については権利を制限するということになる。十分に気を付けてほしい。

○事務局：

- ・区としては、この第7条の禁止事項をどういう形で設けていくかということは、先行自治体の事例などを確認し、自治体が禁止規定を設けたときに、今のようなご質問の相談があったらどういうふうに対処していくのかと考えて規定してきて、この条文を作っている。他区の実例を聴取しながら、いろいろと検討している。

- ・第7条の規定に対して、総論と各論が混同しているため、この点は検討します。

- ・相談場所、相談体制については第14条及び15条における相談体制というところで、今現在行っている区の(各部署で)様々な相談があるため、まずは相談者の調査と内容をしっかり確認しながら、相談者が思っているところが何に抵触するのか事実確認をしっかりと行っていく。そのうえで、どういう機関につなげば解決するかという体制を今は想定している。

- ・救済機関というのがどこまで機能していくかというのは、救済機関も国及び東京都にもあることは存じ上げているため、どういう形で連携していくかを考えていく。

○委員：

- ・気になったのは外国人の問題。国籍を持っていない外国人に対する差別のほうの量としてははるかに多いのではないか。

- ・日本国籍を取っているけれども差別をされる。その事例も多いと考える。

- ・「あなたは日本国籍を持っているから、この条文に該当しません」というのは、果たして大丈夫なのかなという印象を持った。

- ・第3条の差別の定義ですが、部落差別の場合はどこで読むのか。これを検討してほしい。第3条の差別における「出身」では、部落差別は読めないと思います。

- ・禁止事項に対する体制についてだが、国立市の場合は、「禁止事項違反が出た場合は委員会で審議する」などの第三者機関としての附属機関を設置して審議している。是非設置を検討してほしい。

- ・附属機関で審議後は、事務局がサポートするという体制を併せて用意しておくことが絶対必要だと思う。

- ・しっかりとした審議機関と事務局体制の充実を、ぜひ葛飾区で実現してほしいと考える。

(9)その他

事務局より、次回開催日程と区広報紙広報かつしか「令和6年11月25日号」への掲載があることを、各委員に周知。

(10)閉会

木村会長が閉会を宣言した。